

議案第75号

八幡浜市地番整理事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

平成30年9月4日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市地番整理事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例
(八幡浜市都市計画税条例の一部改正)

第1条 八幡浜市都市計画税条例（平成17年条例第59号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を
同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示す
ように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
地域名	都市計画税除外区域	地域名	都市計画税除外区域
(略)		(略)	
合田	八幡浜市合田の全部	合田	八幡浜市合田の全部
愛宕山	八幡浜市愛宕山の全部		
神宮	八幡浜市神宮の全部		
桧谷四丁目	八幡浜市桧谷四丁目の全部		
幸町	八幡浜市幸町の一部		
松本町二丁目	八幡浜市松本町二丁目の一部		
松蔭町	八幡浜市松蔭町の一部		
その他の地域	八幡浜市字 _____ _____ 佐島の全部並 びに _____ タチ ウチハ、 _____ 松影及び吉井 _____ の一部	その他の地域	八幡浜市字 <u>シテノトウ</u> 、北浦、 <u>三ツカタニ</u> 、 <u>姥ヶ懐</u> 、先四手 <u>峠</u> 、 <u>茨谷</u> 、 <u>長子</u> 、 <u>佐島の全部</u> 、 <u>ヨコウラ</u> 、 <u>寺ノ上</u> 、 <u>ツヲ</u> 、 <u>西</u> <u>海寺</u> 、 <u>タイ</u> 、 <u>カミヤマ</u> 、 <u>タチ</u> <u>ウチハ</u> 、 <u>油田</u> 、 <u>松影</u> 、 <u>吉井</u> <u>、桧谷</u> の一部
(略)		(略)	

(八幡浜市営庭球場設置及び管理条例の一部改正)

第2条 八幡浜市営庭球場設置及び管理条例（平成17年条例第109号）の一
部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線

で示すように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 庭球場の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 庭球場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
愛宕テニスコート	八幡浜市愛宕332番地1	愛宕テニスコート	八幡浜市____332番地1
大平テニスコート	(略)	大平テニスコート	(略)

(八幡浜市水産物地方卸売市場条例の一部改正)

第3条 八幡浜市水産物地方卸売市場条例（平成17年条例第172号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 水産物地方卸売市場の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 (略) (2) 位置 八幡浜市 <u>沖新田</u> 1585番地9	(名称及び位置) 第2条 水産物地方卸売市場の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 (略) (2) 位置 八幡浜市 <u>字沖新田</u> 1585番地9

(八幡浜市駐車場条例の一部改正)

第4条 八幡浜市駐車場条例（平成17年条例第175号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
名称	位置	(略)	名称	位置	(略)
(略)			(略)		
八幡浜市 沖新田駐車場	八幡浜市 <u>沖新田</u> 1581番地20	(略)	八幡浜市 沖新田駐車場	八幡浜市 <u>字沖新田</u> 1581番地20	(略)
(略)			(略)		

(八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 八幡浜市地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 (略) 位置 ア イに掲げるもの以外の施設 八幡浜市沖新田1581番地23 及び1581番地24 イ 第4条第4号の施設 (略)	(名称及び位置) 第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 (略) 位置 ア イに掲げるもの以外の施設 八幡浜市_____1581番地23 及び1584番地 イ 第4条第4号の施設 (略)

(八幡浜市海産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 八幡浜市海産物直売所の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 海産物直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 (略) 位置 八幡浜市 <u>沖新田</u> 1581番地23	(名称及び位置) 第2条 海産物直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 (略) 位置 八幡浜市 <u>字沖新田</u> 1581番地23

(シーフードセンター八幡浜の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 シーフードセンター八幡浜の設置及び管理に関する条例（平成26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 (略) (2) 位置 八幡浜市 <u>沖新田</u> 1585番地6及び <u>1585番地</u> 7	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 (略) (2) 位置 八幡浜市_____1585番地6及び_____7

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により、字の名称を廃止し、並びに字の区域及び名称を新たに画することに伴い、所要の改正を行うため。

